

第7章 維持管理

第1節 河川維持の目的

河川の維持管理は、災害の発生の防止や河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持、河川環境の整備と保全などの観点から、河川が持つ本来の機能が十分に発揮されるように適切な河川の維持管理に努めます。

河川の維持にあたっては、維持管理費の増大に対する対応や、よりきめ細やかな維持管理を実現していくため、行政のみでは行き届かない部分について地域住民の積極的な協力をあおぐものとしします。

これにあたり、住民の川への親しみを回復させるとともに、市民団体などが自主的に河川の維持管理の一部を行うことが可能となるような仕組みの構築を図り、魅力ある河川が保たれるように努めます。

第2節 河川維持の種類

(1)河川管理施設

堤防、護岸、洪水調節池、浄化施設などの施設がその機能を常に発揮し得るように日常的な河川巡視による異常の早期発見、状況の把握及び適切な維持管理に努めるとともに必要な対策を行います。

取水堰や橋梁などの占用施設に対しては、河道の洗堀や断面の阻害など河川管理上の支障とならないように施設管理者と調整し、適切な処置を行うとともに、施設の改築や新設の際には治水上の影響、河川環境の保全などについて適切な指導を行います。

(2)河道の維持管理

定期的な河川巡視によって、河岸や河床の状況把握に努め、維持浚渫、除草などを計画的に実施し、洪水流下能力の維持、河岸や親水施設の利用等に配慮した適切な維持管理を行います。なお、植生帯の施工においては、浄化で吸収した窒素・リン等が再び河川に戻らないような植物の利用・処分方法を含めた検討を行ったうえで設置するとともに、その維持管理に当たっては、設置された植生帯における鳥類等の生息状況を勘案しながら、実施の時期、範囲等を検討することとします。

従前の自然環境に影響を与えるナガエツルノゲイトウなどの外来種についても、生息状況を監視しながら、関係機関等と連携し、必要に応じて対応するものとしします。

維持管理の際には、河川を生息・生育の場としている動植物に対して著しい影響を与えないように工法や時期に配慮します。

また、洪水などにより河岸や河床が被災を受けた場合にはこれを速やかに復旧します。

(3)流水の正常な機能

河川流況、取水・還元水の実態、自然環境についての把握に努め、流水の正常な機能を維持するために必要な流量の把握に努めます。

正常な水循環系が構築されるように、関係機関や流域住民の協力を得ながら、流域に降った雨が一度に川に流入しないように流域の保水・遊水機能の回復に努め、現況の河川流況の維持に努めます。

異常渇水に対しては、利水者間の水利使用の調整を図り、被害を最小限に抑えるとともに、節水意識の高揚、渇水の発生に備えた広域的な水融通、水の循環的利用等を行い、利水安全度の向上を図るものとします。

(4)水質の保全

水質は、浚渫や浄化用水の導水、浄化施設などの河川管理者が行う水質浄化対策のほか、流域下水道の整備、生活排水・ゴミ問題など関係機関や地域住民と協力連携を図りながら水質改善を進め、良好な水質の維持に努めます。

また、万一の水質事故に備え、必要な資材を備蓄や事故状況の把握、関係機関への連絡体制等の緊急活動体制の強化により、被害の最小化に務めるとともに、河川水質の監視体制の充実を図るものとします。

第3節 河川維持の施行場所

圏域内の県管理河川(指定予定区間を含む)とします。